

1 議案名

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則について

2 制定理由

地方公務員法の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたこと等に伴い、関係規則について所要の整備を行う必要がある。

教育政策課

## 1 規則改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務の制度（※）が設けられたこと及び定年延長関係条例（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年徳島県条例第41号）及び徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年徳島県条例第45号）をいう。以下同じ。）が制定されたことに伴い、関係する教育委員会規則について所要の整備を行う必要がある。

（※）定年前再任用短時間勤務の制度とは、60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職（任期は本人の定年年齢まで）に採用することができる制度をいう。なお、定年引上げ期間中においては、現行と同様の暫定的な再任用制度が措置されており、本人の定年年齢から65歳までは、暫定再任用職員として勤務することができる。

## 2 規則改正の概要

（1）徳島県教育委員会職員服務規則（昭和42年徳島県教育委員会規則第6号）及び徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年徳島県教育委員会規則第3号）の一部改正

各規則で引用する条例の規定が、定年延長関係条例の中で改正されたことに伴い、次のとおり所要の整理を行うこととする。

【改正前】

【改正後】

再任用短時間勤務（学校）職員 → 定年前再任用短時間勤務（学校）職員

（2）徳島県教職員互助団体に関する規則（昭和45年徳島県教育委員会規則第9号）の一部改正

定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、定年前再任用短時間勤務職員を徳島県教職員互助団体の構成員とすることとする。

## 3 施行期日（等）

令和5年4月1日（地方公務員法の一部改正及び定年延長関係条例の施行の日）

2の（2）について、定年引上げが完成する年度末（令和14年3月31日）までの間、短時間勤務の暫定再任用職員を徳島県教職員互助団体の構成員とする経過措置を講ずる。

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p> <p>担当者名 近藤 渚</p> <p>電話番号 三二〇八</p>
<p>制定理由 地方公務員法の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたこと等に伴い、関係規則について所要の整備を行う必要がある。</p>	<p>あらまし</p> <p>一 地方公務員法の一部改正等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。</p> <p>1 徳島県教育委員会職員服務規則</p> <p>2 徳島県教職員互助団体に關する規則</p> <p>3 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に關する規則</p> <p>二 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。</p> <p>三 一の2について、所要の経過措置を講ずることとした。</p>
<p>予算上の措置</p>	<p>関係法規 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年徳島県条例第四十一号) 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第四十五号)</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	

## 徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

**第一条** 徳島県教育委員会職員服務規則(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(徳島県教職員互助団体に関する規則の一部改正)

**第二条** 徳島県教職員互助団体に関する規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二号の四第一項の規定により採用された」に改める。

(徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正)

**第三条** 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和二年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(徳島県教職員互助団体に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 令和十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の徳島県教職員互助団体に関する規則第二条第三号の規定の適用については、同号中「職員」とあるのは、「職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」の規定により採用された職員」とする。

1 徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）（新旧対照表（第一条関係））

改 正 案	現 行
<p>(勤務時間等)  <b>第五条</b> (略)</p> <p>2 勤務時間条例第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定の適用を受ける職員のうち、勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間等（以下「週休日等」という。）については職員の育児休業等に関する規則（平成四年徳島県人事委員会規則七―四）第八条第一項に規定する育児短時間勤務承認請求書により当該育児短時間勤務職員等が請求した勤務の形態に基づき教育委員会が承認した週休日等とし、勤務時間条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の週休日等については教育委員会が別に定める週休日等とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(勤務時間等)  <b>第五条</b> (略)</p> <p>2 勤務時間条例第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定の適用を受ける職員のうち、勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間等（以下「週休日等」という。）については職員の育児休業等に関する規則（平成四年徳島県人事委員会規則七―四）第八条第一項に規定する育児短時間勤務承認請求書により当該育児短時間勤務職員等が請求した勤務の形態に基づき教育委員会が承認した週休日等とし、勤務時間条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員の週休日等については教育委員会が別に定める週休日等とする。</p> <p>3 (略)</p>

2 徳島県教職員互助団体に関する規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第九号）（新旧対照表（第二条関係））

改 正 案	現 行
<p>(組織)  <b>第二条</b> 互助団体は、次に掲げる職員をもつて組織するものとする。</p> <p>一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条第一項第二号に規定する公立学校共済組合の徳島支部の組合員である職員</p> <p>二 互助団体の事務又は事業に従事する職員（前号に掲げる職員を除く。）</p> <p>三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項の規定により採用された職員</p>	<p>(組織)  <b>第二条</b> 互助団体は、次に掲げる職員をもつて組織するものとする。</p> <p>一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条第一項第二号に規定する公立学校共済組合の徳島支部の組合員である職員</p> <p>二 互助団体の事務又は事業に従事する職員（前号に掲げる職員を除く。）</p> <p>三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職員を占める職員</p>

3 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）（新旧対照表（第三条関係））

改 正 案	現 行
<p>(パートタイム会計年度任用学校職員の通勤に要する費用の費用弁償)  <b>第二十五条</b> 条例第二十三条第一項の規定によりその例によることとされる条例第六条の規定によりその例によることとされる給与条例第十一条第二項第二号の規定の適用については、同号中「(定年前再任用短時間勤務学校職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める学校職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」とあるのは、「に一</p>	<p>(パートタイム会計年度任用学校職員の通勤に要する費用の費用弁償)  <b>第二十五条</b> 条例第二十三条第一項の規定によりその例によることとされる条例第六条の規定によりその例によることとされる給与条例第十一条第二項第二号の規定の適用については、同号中「(再任用短時間勤務学校職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める学校職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」とあるのは、「に一</p>

週間当たりの勤務日数を五で除して得た数を乗じて得た額」とする。

週間当たりの勤務日数を五で除して得た数を乗じて得た額」とする。